

報告第 8 号

令和 6 年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率に
ついて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）
第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 6 年度武蔵村山市の
健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告す
る。

令和 7 年 9 月 2 日

提出者 武蔵村山市長 山 崎 泰 大